

回 答 書

令和 8 年 9 月 8 日

福岡県福岡市博多区博多駅前 3 丁目 2 7 番 2 4 号
岩田地崎建設株式会社 九州支店
支店長 佐々木 政章 殿

支出負担行為担当官
九州地方整備局長
森下 博之

令和 8 年 9 月 1 日付けで請求のあった R 8・9 球磨川小川地区排水機場（2 期）その他工事に関する申立てについて下記のとおり回答します。

記

1. 参加資格なしに関する理由の説明

審査基準等に関する内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 6 号ロにより、不開示情報に該当すると判断しております。

なお、この回答に不服がある場合には、この書面を受け取った日から起算して 7 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 条）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、九州地方整備局長に対して再苦情を申立てることができます。なお、その審議は九州地方整備局に設けられた「入札監視委員会」が行います。

【再苦情申立の受付窓口・時間及び手続き書類等の入手先】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7

国土交通省 九州地方整備局 入札監視委員会事務局

TEL (092)471-6331 主任監査官（内線 2114）・契約課（内線 2546）

（受付時間：休日を除く毎日、9：30～17：00）